第１０回「東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」議事録（概要）

日　時；２０１５年３月１７日（火）１４時００分～１６時３０分
場　所；近畿運輸局 海技試験室　（大阪合同庁舎第４号館１０F）

１．開会
【事務局】
　出席者の確認と欠席者について報告。配付資料の確認。

２．座長挨拶

３．報告事項
【事務局】
（１）新委員の就任について

（２）民間拠点リストの時点修正について

（３）第９回協議会議事録公開用の確認

（４）自治体担当者対象の民間物資拠点見学の実施について

（５）平成２６年度補正予算非常用電源設備の補助について

４．議事
（１）今年度実施された物資輸送に関する訓練の報告
【座長】
　では、議事を進めたいと思う。まず最初に今年度自治体で行われた訓練について、自治体、関西広域連合より報告をお願いします。

【自治体】
　平成２７年１月３０日に災害時物資供給訓練を行った。その際には、民間事業者の協力を得て実施した。訓練は、大きく分けて午前と午後に分けて行った。まず、午前は，市の災害対策本部で机上訓練を実施した。市の災害マニュアルでは物資供給チームを立ち上げることになっており、訓練ではこのチームと、区は７つあるので本来それぞれ対策本部を立ち上げるが、訓練なので１カ所立ち上げた想定で行った。この机上訓練も前半後半とあ

り、前半は、発災から１時間後を想定して、物流事業者への派遣要請、拠点設置の準備、区役所にある備蓄物資の配送計画の立案を行った。後半は、発災から４日後を想定して、いわゆるプル型輸送へ移行し、避難所からの物資のニーズの集約、支援物資の提供要請、義援物資の受け入れなどを市の災害対策本部と区の災害対策本部との間で情報伝達、指揮命令系統の手順の確認を行った。午後は、物資配送拠点の運営について実働の訓練を行った。市の物資配送拠点候補は、産業振興センターのイベントホールになっている。（１０００㎡）ここで実際に物資を搬入し、車両の動線などとか、物資保管のレイアウトとか、仕分け方法の検証を行った。今回市として初めてのことなので、民間物流事業者の方に準備の段階から協力願い、訓練を行った。実際の訓練は、まず１０トン車による支援物資の搬入、到着した物資のフォークリフトでの荷下ろし、物資の集積、配分計画に基づく避難所ごとの仕分け、配送用２トントラックへの搬入を行った。こういう作業は市の職員は経験のないことなので、民間の物流事業者の方の指導を受けつつ行った。この訓練について午前午後を通して、先生に検証をしていただいた。課題としては、こういう拠点の運営については、民間物流事業者の方も被災してすぐに駆けつけられるか分からないので、行政だけで運営できるようにしていく必要がある。そのためには、ハンドリフトやロールボックスの機器の使用方法とか、物資の積み方等を訓練することにより市の職員でも出来るようにしていくことが大切。今回使用した拠点は１０００㎡だが、市が大きな被害を受ける上町断層帯の地震などが起きたとき、これで足りるかどうか不安がある。そういう意味では民間の倉庫にも協力を要請しないといけないのかと考えるが、まずは公的な施設から、選定を進めていくということである。今後もこういう訓練を行っていきたい。ついては、関係のみなさまの協力をお願いしていきたい。

【自治体】

今年度県として物資関連の訓練を４つ行った。まず１０月１９日に津波災害対応実践訓練で、６４００名の参加でオスプレイなども用いて、空港を拠点に、救援物資、医薬品などを実際に輸送する総合的な訓練であった。次に２月１日には関西広域連合の広域応援訓練に連動して行ったものであるが、県で災害時に立ち上げる災害対策本部総合統制室運営図上訓練を近畿運輸局にも参加いただき行った。今日詳しく報告するのは、次に述べる２つの訓練である。まず、１２月６日に行った救援物資情報伝達訓練は、図上訓練であるが、物資提供機関、物資輸送機関、県内の広域物資拠点、市町村との連絡調整を確認していくものである。訓練の概要であるが、第１フェーズは発災２日目を想定しプッシュ型の備蓄物資の供給の手順を確認した。第２フェーズは、発災４日目を想定し、流通物資、救援物資の受け入れ、市町村への供給などの手順を確認した。この訓練は今年初めて行ったこともあり失敗も多くあった。しかし２点特徴があった。まず、ブラインド方式であるということ、あと物資の動きについて模型を使ってやってみた。ただ、課題が多かった。それは、通常こういった業務に慣れていない者が行うのでどうしてもうまくいかないところがある

ということ。例えば、物資を被災地に円滑に供給するため県で作っている救援物資の管理システムを使いこなせない、広域防災拠点でどうやって物資を動かすかなど、リーダー、班長なども業務を理解できていない、各種マニュアルに精通していないなど様々な問題が浮き彫りになった。今後改善してやっていく必要があると考えている。２つめの訓練である１月２７日に行った、物資輸送・災害情報収集伝達訓練は、今回で３回目となるが、４つある県内の広域物資拠点を使った訓練である。この訓練では、実際に広域物資拠点を開設し、県庁の対策本部からの指示で実際に救援物資が入ってきて、それを仕分けし、避難所へ配送するという実動訓練を行った。拠点内の物資の配置などは、物資の滞留がないようあらかじめ考えた計画にそって行われた。

【関西広域連合】

２月１日に行った、関西広域応援訓練について報告したい。この訓練は図上訓練で、関西広域連合が定めている「関西広域応援・受援実施要綱」に定める広域的な応援、受援活動の手続きや方法の確認をおこなうとともに、構成団体、連携県、防災機関との連携強化が必要なためその能力向上を目的としている。この訓練は、各構成府県持ち回りで行われており、県の総合統制室運営訓練と連携して行われた。訓練想定は、和歌山県南方沖を震源とした地震が発生し、被災県は、和歌山県、徳島県、三重県とし、応援府県等は関西広域連合の府県市及び連携県として、カウンターパート方式で応援・受援訓練を行った。この場合、応援府県側が多いため情報が錯綜しないよう情報連絡を一本化するということで、それぞれ受援県ごとに、応援側で幹事府県を設け、和歌山は京都、徳島は兵庫、三重は滋賀という風に指定をし、その幹事府県が他の応援府県市、受援県との連絡を一括して行うことになっている。一方、別のカウンターパート、他の地区ブロックなど広域的な調整は関西広域連合が窓口となって応援を行うことになっている。訓練内容は、関西広域連合構成団体・連携県による緊急物資供給の応援・受援、県の総合統制室運営訓練との連携、近畿運輸局との民間物資拠点活用に関する情報伝達の訓練、内閣府の政府現地対策本部設置訓練との連携などであった。訓練会場はすべての関係機関が１カ所にあつまるのではなく、各訓練参加団体に災害対策本部を設定し、そことの連絡をとりながら行うホームステイション方式で行われた。また、今回参加機関に、九州知事会の幹事県の大分県、関東九都県市の幹事の東京都に参加してもらい連絡訓練を行った。なお、この訓練の外部検証員として先生に、主に会場で全体の訓練状況を見ていただき、講評をいただいており、また２月２６日には訓練検証会を行った。また明日、この訓練ででた課題を検証するワークショップも先生の協力を得ながら行う予定。その成果は、今後「関西広域応援・受援実施要綱」に反映させる予定。来年度は京都で広域応援訓練を行う予定であり、国土交通省の行う、災害支援物資輸送に係る訓練にも参加していきたい。

【事務局】

今、ご報告いただいた、自治体、関西広域連合以外も近畿圏内の各府県の訓練にも、近畿運輸局はリエゾン、見学というかたちで参加させてもらっている。今後も、引き続き、関西広域連合、各府県等の訓練には近畿運輸局として関わっていきたいのでよろしくお願いしたい。

【座長】

今までの報告で質問、意見等はないか。今報告を当たり前のように聞いていたが、おそらく震災前、協議会が出来る前にはこんなに物資に関する訓練は行政、府県などで行われていなかったように思う。これができるようになったのも、ひとえに今日お越しの民間の協会の皆様、企業の皆様のおかげと考える。一方で行政の方も、協定を結んだから企業に丸投げでなく、報告であったように、初動では民間も被災しているので必ずしも支援できるかわからないので、出来る範囲は行政もがんばれということでお互い、がんばっていこうという感じになる。また、報告では訓練には関係機関に協力をしてもらっての実動訓練と情報伝達が主な図上の訓練があった。あるいは、模型を使っておこなうなど工夫されたものもあった。協議会では様々な訓練を参考にしてもらって、他の府県の訓練がどのようなものだったか、情報交換するなど、自分のところで行う場合の参考にしていただきたい。では、次の議題である、民間物資拠点の用途別・機能別整理について事務局から報告願いたい。

（２）民間物資拠点の用途別・機能別整理について

【事務局】

①民間物資拠点の用途別・機能別整理に関するアンケート結果の説明

まず、今年全国的な協議会の検討課題として、民間物資拠点のランク付け、順位付けというのがあった。しかし、事務局で検討したところ、各拠点とも、災害時可能であれば協力するという位置づけで登録しているものをランク付けは難しいと考え、事業者の方にご協力いただいて、アンケートを実施し、用途別、機能別に整理することにした。今回対象としたのは倉庫のみ、トラックターミナルは入っていない。

では、アンケート結果について説明したい。アンケートに協力いただいた拠点は１２３である。まず、災害時に提供できる面積について聞いたところ、３００㎡以下と３００㎡から１５００㎡で半数を占めた。なかなか十分な面積とは言い難いが傾向として参考にしてもらいたい。２つ目は、提供してもらえる役務について聞いたところ、保管及び入出庫がほぼ３／４を占めている。これは、保管の他に荷さばきも行うことも入っている。施設の機能としてはＴ／Ｃ機能を有する施設もあるが、ほとんどが、通常機能の倉庫である。３つ目は、協力できる期間であるが、これは協力できる限りということが多かった。４つ目は、保管可能な救援物資について聞いたところ、食糧では、おにぎりなど温度管理の必要なものは難しいという意見、薬も薬事法の関係、雑貨でもカセットコンロなど、危険物は難しいという意見があり参考となった。５つ目であるが、平時お

ける救援物資の保管については、滋賀県ではすでに実例があるようだが、ほとんどは条件（スペース、採算）によるという答えが多かった。６つ目は、全国からの雑多な救援物資について扱えるのかという問いには、送り手側ルールはあるものの、アンケートから伺える傾向としては、これも採算が合えばやってもいいとい答えが以外に多くあった。

７つ目の設問として、２次拠点として活用可能かという問いでは、２次拠点は避難所に近いため細かな仕分けが必要で、そのための人員の確保が災害時難しいという意見や、大型トラックが中心の物流センターでは、対応が難しいという意見、小型車が何度も出入りすることは倉庫の周りのスペースからして難しいというものもあった。最後に、自由意見として、災害時に倉庫スペースを確保するには荷主の理解が必要、夏、冬など季節的な違い、災害時だけでなく日頃から行政が備蓄などで活用してもらうと協力しやすいなどの意見があった。このあとのアンケート結果の扱いであるが、集計したグラフ等のデータは倉庫協会を通じ協力していただいた事業者へ配布をお願いしたい。また、グラフ化する前の拠点ごとに細かなデータが入っているものもあるが、これは公表できないが、せっかくのデータなので各府県ごとに整理するので、それを後日この協議会のメンバーの府県にはお送りしたい。

②民間拠点の用途別・機能別仕分け

アンケート結果を踏まえて、配送機能型、保管目的型に機能別に分け、日配品（お弁当等）飲料水、毛布、それら物資ごとの用途に分けたものを図にした。その中に拠点の数も落とし込んでいるので参考にされたい。また、民間物資拠点の用途のイメージとして、配送センター機能を持つものは、日用品ＯＫとか、被災地から遠方の面積の大きい拠点には、在庫になりがちな物資を、被災地近郊の拠点で、日配品を扱えないものは、公的拠点の補完機能として活用するなどとしている。

③公的物資拠点と民間物資拠点の役割の整理

関西広域連合が行った協議会の資料を加工したもので、公的拠点、民間拠点、公共のトラックターミナルなどのイメージと、役割がわかる表にした。参考にしてもらいたい。

【座長】

アンケート結果を見ると、様々なことがわかってきたと思う。日配品が難しい倉庫や、２次拠点として活用出来る、また出来ないなど参考となる意見があった。それをまとめたのが、民間拠点の用途別・機能別仕分けの資料かなと思う。また、最後の資料ではやはり基本は公的物資拠点で対応することだと考えるので、そういった施設のイメージを書いてある、そして、それを保管するものとして民間の倉庫等があるということがわかると思う。では、これからこれらの説明を受けて意見交換をしていきたいと思う。

意見交換

【倉庫協会】

基本的にアンケートの結果等には意見はない。その前に、自治体に聞きたい。資料にある公的物資拠点での拠点運営で専門家の派遣について、倉庫協会に依頼とあるが、自治体はどういう人材をイメージしているのか。（荷役作業員とトータル的な物流の企画をする専門家などが例としてあげられると思う。）

【座長】
ご質問の資料は、自治体が作ったものではなく、事務局の作成した資料だが、自治体から意見として何かあれば御願いしたい。

【自治体】
倉庫協会とは協定は結ばさせてもらっている。だが、如何にどう活用させてもらうかということは、まだ詰め切れていない。ただ、基本的スタンスは、３つある公的拠点で、行政がやれることをやって、補完的な部分を協力願うということになる。東北での成功事例のような大きな展示場なども参考にして、今後大型施設などを活用させてもらえるかなども検討していきたい。そのあとに民間の営業倉庫ということになるのかと思う。協定の倉庫協会からの専門家派遣は災害対策本部へトータル的な物流の企画をする専門家として来ていただくことを考えている。現在ある３つの公的拠点の運営（荷役の専門家など）は物流事業者と別途協定を結んでいる。今後、さらに公的拠点が増えれば別途相談していきたい。

【倉庫協会】
アンケート結果と会員の考えはほぼ同じ。災害発生時の倉庫、人材の被災状況によるができるだけ協力はしたい。用途別仕分けの資料に善意の支援物資について記載があるが、これはそもそも受けないこととして、協議会が出来た当初から確認事項と記憶している。仕分け等大変なことが想定されるが、このアンケートでの回答に受け入れていいという答えもあるが、その辺のところがどうなのかを確認したい。

【事務局】
基本は従来の確認通り。しかし現実に一方的に送られてくることも想定されるので、その際公的拠点がオーバーフローする可能性もあることから、補完的に民間倉庫が対応できるかアンケートに設問としていれたもの。その結果を資料に反映した。

【倉庫協会】
善意の救援物資について保管は出来ても仕分けが大変。阪神淡路大震災では、仕分けを手伝ったが相当な量であった。
こういう物資は、アンケートでは保管可能と回答はあるが、公的施設（総合展示場など）に保管することが望ましいと考える。

【座長】
　善意の救援物資は他の倉庫協会も受けるのは難しいという認識でいいか。では、そういうことで確認したい。他に意見はないか。

【自治体】
　南海トラフ地震の被害想定の大きい県である。県内の経済圏はどうしても海側になるので、どうしても県内での倉庫など敷地確保が難しい。他府県に保管できる施設を協力要請できる仕組みを関西広域連合の協力も得ながらお願いしたいが、どういうような支援がお願いできるか聞きたい。また協定もトラック協会、倉庫協会だけでなく、物流事業者とも今後保管や配送等の部分で協定をお願いする可能性もあるのでよろしく。

【座長】
　自治体から、トラックターミナル、物流事業者の方でどういった支援がいただけるかということであるが、ご意見はないか。

【トラックターミナル事業者】
　トラックターミナルの運営は行っているが、個々の物流事業はテナントがやっているので、ここではコメントできない。

【物流事業者】
　Ｔ／Ｃは協力しやすいが、Ｄ／Ｃは貨物の状態で協力できるかどうか不透明

【座長】
　県境を越えた広域支援と言うことでは、関西広域連合からあとでコメントをいただきたいが、自治体として宅配事業者との協定も結びたいとの意向があるのでコメントをお願いしたい。

【物流事業者】
　私どもの姿勢としては、協力することはさせてもらう。今は防災協定ないが、要請があれば条件を検討し協力する。

【物流事業者】
　同じ意見。トラック協会の会員でもあるので、トラック協会からの要請があれば十分対応させていただく。

【倉庫協会】
　３月５日に自治体、トラック協会とうちで会議をした。そのときにうちの役員も参加していて、そこでいろいろ問題点が出てきて、それをうちの役員会でいろいろ検討し、特に県の民間拠点を増やそうと役員会で確認した。１１ほどリストに追加できるよう当たっていくことになった。かなり地理的に弱いところもあり、そういう地区への専門家の派遣の件も検討している。

【座長】
　意見が、拠点の話から運営の話に進んでいるようなので、議事を進めてあらためて意見交換したい。

（３）府県と協会等が結んでいる協定の深化
【事務局】
①現在締結されている物資の輸送及び保管協定の検証
　すでに、２府４県で物資の輸送はトラック協会、物資の保管は倉庫協会の間で協定の締結がなされているところ。しかし、専門家の派遣はトラック協会においては、ある県では専門家の派遣があるが、他の協会ではまだそこまでに至っていないとか、倉庫協会はすべて専門家派遣があるが、どこにどれだけの要員をお願いするのかなどのそのあたりがなかなか進んでいないと聞いている。そこで問題提起であるが、協定の見直しであるとか、深掘り、細目を決めるであるなどというあたりを意見交換していただきたい。あくまで参考事例としてではあるが、フォークリフトの使用の覚書のような事例、「災害時支援物資輸送マニュアル」を策定し、その中で「輸送調整所」を設置しているといった進んだ事例があるので、のちほどご紹介いただきたいと考えている。ただ、どこまで深く決めてしまうかということもあるかとも思う。私どもが中国運輸局などから聞いたところでは、広島の土砂災害のとき、主に物流事業者に協力をしてもらったということであるが、かえって細かなことが決まっていなかったので柔軟に動けたということも聞いている。なので、必ずしも細目にきっちりとしたものを決めておかねばならないというものでもないかとは思うが、そのあたりで意見交換していただければと思う。

・フォークリフトの使用についての倉庫協会との覚書の事例
【自治体】
　日頃から、トラック協会、倉庫協会にはお世話になっている。それの確認のため年１回ないし２回、訓練をするなかでそれぞれの役割分担、課題が見られた。課題としては、そういう災害の時、県の災害対策本部の総合統制室に専門家に来てもらうことが課題として出ている。それから現場の方、県が用意する広域物資拠点にも必要ということがある。それで、本部の方には市町村から水が何箱、オムツが何箱という要請がくる。それ

を訓練でやっていつもトラック協会から怒られるのは、それは何箱と言われてもトラックの手配数がわからない。かさと重さから、パレットに換算しろといわれる。こういうことは、職員では正直出来ない。そこを物流の専門家にどうしてもお願いすることになる。それから現場の方であるが、既存の施設を使うことから、なかなか使いにくいということもある。先日の訓練も拠点が学校の体育館のようなもので、フォークリフトが直接、体育館のフロアに入れないということがあった。そういうところも倉庫協会から助言いただいて、パレットと鉄板を敷いて、実際に物資を搬入した。それから、トラックからフォークリフトで荷下ろし、搬入などその運転も職員は出来ない。それから物資の梱包も難しいので物流事業者の方の指導がいる。それから物資の仕分けについても、どこに何を置けばいいのかと言うこともあらかじめ決めておくことが必要と指導を受けており、それをマニュアルに記載していくことにより現実的な対応が出来ると考える。それでフォークリフトだが、県の４カ所拠点のうち１カ所にだけ２台ある。残りの拠点にはフォークリフトがない。でどうするのかというと、この覚書によるわけだが、まず県がフォークリフトをレンタルなどして調達する、運転については倉庫協会にお願いするということになっている。その際は必ず有資格者に取り扱っていただくことを申し合わせている。それから、最初の訓練の時保険を掛けていなかったなどの課題もあった。最終的には何かあれば県が責任をもつことになるのだが、プロの作業員として保険のないフォークリフトに乗るのは抵抗があるということなので、しっかり保険などの措置を講ずることを確認している。

・輸送調整所の事例

【自治体】

災害時に、県内の備蓄物資、全国から送られてくる救援物資を如何に迅速に、効率的に避難所に届けるか大事。県有の施設１５カ所を当初指定していたが、大型車両が入れない、耐荷重不足、屋根がないなど物流施設として問題があり、また、実際にそういう拠点に県の職員が出かけていっても仕分け、在庫管理のノウハウがないので、運営できるかどうか不安といわざるを得ない。加えて、行政職員は２年ぐらいで異動してしまうので訓練しても、交代したらまた新たにやり直しということになってしまう。

そこで、この協議会等を通じて協定を締結する中で、県と倉庫協会、トラック協会、全国物流ネットワーク協会と意見交換し、災害時における体制整備について様々な方策を検討した。その成果として災害対策本部の中に「輸送調整所」を設置し、そこへ、倉庫協会、トラック協会、全国物流ネットワーク協会から専門家に来てもらい、相互調整するという仕組みを構築したところである。

ここでは、実際の輸送手段を有する方、保管する施設などとの間の輸送調整することになっている。また、県外からプッシュ型で送られてくる物資をどこに保管するかは、倉庫協会に決めていただいて、そこに保管し仕分けした後、トラック協会や全国物流ネ

ットワーク協会のトラックに乗せて、避難所へ輸送することになっている。非常にシンプルな仕組みであるが、餅は餅屋というが、プロに任すことによりうまくいくと考えている。

この方法では、荷役機材や屋根の問題も解決する。民間物流拠点を広げることで、被災した度合いの低い倉庫を活用できるし、実際に輸送したトラックからの情報で道路状況も把握できると考える。さらに県有の広域施設については、すぐに必要のない季節物の衣類とか、余剰物資などを保管することで活用するとしていて、言ってしまえば、民間物資拠点で主なところをやってしまうのが、当県のやり方である。今後、訓練や皆さんの意見を反映し「災害時支援物資輸送マニュアル」を見直しをしていきたい。

【座長】

県の来年の訓練は決まっているのか

【自治体】

９月に輸送調整所の運営を含めた訓練をすることになっている。まだ３協会とは具体的に詰めてはいないが、今後詰めていきたい。

【座長】

では、今の報告を受けての意見を御願いしたい

【トラック協会】

県の輸送調整所への人材の派遣について協会で業務計画を策定している。何名必要か、２４時間３交代必要であるとか、どういう人材を派遣するのかなど。協会職員及び協会の役員会社にもお願いしている。それと実際に輸送する事業者についても、協会の支部でどう派遣するかも策定中。

【座長】

昨年輸送調整所をみせてもらった。他の自治体では協会から来ていただいている方も、災害対策本部の中で、別の島に座ってもらうようなどちらかと言えばリエゾン的な感じになっているが、同じ島で一緒にマンツーマンで運営していた。一歩踏み込んだ取組といえるのではないかと思う。他にトラック協会でご意見はないか。では、次もトラックの関係なので議事を進めたい。

②公共トラックターミナルの災害時おける有効活用

【事務局】

公共トラックターミナルは、民間物資拠点に登録され、自治体とも協定が結ばれているが、

基本的に物流施設を使用しているのはテナントなので、そのとき空いているスペースしか使えないということになる。そこで、これをいますぐどうこうするわけではないが、東京都の公共トラックターミナルでの事例を紹介し、関係者の意見を聞きたい。東京都では、ターミナル事業者（都内４カ所）と全国物流ネットワーク協会と都が協定を結んで、トラックターミナルは施設の提供、全国物流ネットワーク協会は協会員の賃借している荷さばき場の提供の調整と物資の輸送を行っている。こういう体制が近畿地区でも出来ないかという問題提起である。

【座長】
　それでは、この件についてトラックターミナル事業者、トラック協会、自治体から意見をいただきたい。

【トラックターミナル事業者】
　東京の例は都からの出資もあるのでこういう形が構築されたのかと。こういう形がとれれば、府県が定めている公的一次的広域拠点のようなことがトラックターミナルでもできるという風に拠点としてレベルアップする。今のままなら空いている場所のみしか活用出来ない。いわゆる狭隘なスペースしかない。ということで民間物資拠点の一つでしかない。全体を活用してもらえれば、３拠点のほかにもっと広域拠点が広がる。

【トラック協会】
　ターミナルに会員もいるが、会員事業者も発災時に従来行っている事業の代替施設が必要になる。そのあたりをどういう風に調整していくか会員としては懸念がある。トラック協会としては、支援物資の輸送、車両の確保、ルートの把握、燃料の確保の情報提供に特化していきたい。

【自治体】
　自治体としてはメリットが大きい。ただ、南海トラフで避難所生活は１９０万人と予測され、こういう方に如何に確実に物資を届けるかということが大事と考えている。１９０万人の避難している人以外の在宅者について、通常の流通を活用する人もいる。こういう施設は通常の流通にも必要な施設。すべてを災害時に使うということに対してどうかとも考える。災害時に使えるのなら、その対応を考えていきたいが、一方で一般商業ベースの回復ということも考慮したい。

【座長】
　ほかに、公共トラックターミナルにテナントで入っている事業者の立場でコメントをいただきたい。

【物流事業者】
　トラックターミナルの活用方法としてはいい。しかし実際に地震発災地の近くが被災したと想定した場合、被災地に近くではほぼ使えないと考える。災害時は、全国から貨物が被災地に集まってくる。そういう貨物はほとんどトラック輸送になる。そういう状況なら逆にテナント側から他に空いている施設を使いたいぐらいの要望がトラックターミナルに寄せられることになるのではと考える。

【座長】
　こういう公共ターミナルのポテンシャルの高さというところで、商流の復旧という点で難しい面があることがわかった。
　そういう意味で東京都の事例についてもう少し詳しく調べてみるとか、今後のことをどうしていくのか事務局としてコメントをお願いしたい。

【事務局】
　事務局としては、可能であればという観点で問題提起をした。各委員からごもっともなご意見をいただいた。今、トラックターミナルのテナントで一部拠点として登録していただいている事業者もある。最低、各テナント事業者がまず、民間物資拠点に登録いただき、すべての施設を全部使えるとは考えていないが、いざというとき可能であればご相談に応じていただく、まずそのレベルからでもまずはどうかと考えている。

【トラックターミナル事業者】
　トラックターミナルは合理化されている。荷役もドライバーがやっている。倉庫のような、マテハン、フォークリフト、専用の作業員はいない。発災時どれだけの人員がいて、どれだけ施設が使えるのか、その総合力を把握するのが大事。施設管理者は、災害時施設が使えるよう整備することが努め。一方運営はテナントの仕事。それら総合力が効果的に発揮できるかという見極めが難しい。ポテンシャルの高い施設をどう活用していくか、検討を重ねていく必要がある。

【座長】
　最後の議題に移りたい。今年度関西広域連合で、物資の輸送と調達も含めた協議会を立ち上げ、この協議会とも連携しながら進めてきた。それについて、報告願いたい。

（４）平成２６年度緊急物資円滑供給システム協議会の報告
【関西広域連合】
　今年度、緊急物資円滑供給システム協議会を立ち上げて検討を重ねてきた。全部で４回

の会議を行い、先日報告書をまとめたところ。委員としては物流と流通の分野からそれぞれお願いした。物流においては、本日参加の委員もおられるが、大変お世話になった。内容であるが、まず大規模広域災害での緊急物資の供給ということなので、その被害想定は南海トラフ地震の被害想定になっている。それによると、津波による浸水７０，６０４haで、約２５０万人の避難者が出る。その方への物資を見込むと、食糧６，３４０万食、飲料水２１９，０００kl、その他と見込まれ、この物資の輸送、保管スペースがどれだけいるかというと、発災後７日間に必要な８品目で４４０，０００㎡、仮に飲料水を給水車で対応し、その面積を除くとしても、８３，２００㎡となる。こちらの協議会では物資の調達確保についても一定検討している。まず、備蓄の実態は、県と市町村を合わせても、食糧で１，５６０万食しかない。飲料水は２１９，０００kl に対して、ほとんど備蓄がないというところである。毛布は必要な量に対して半分程度である。国もこれに対しプッシュ型の支援を行うことになっているが、支援は３日以後でないと届かないとされている。従って、必要量も４日から７日の分しか見込んでいない。これを受けて、国の支援物資が到達するまでの間、圏域内での物資の融通、備蓄量の割増し、そしてランニングストック方式の導入も検討する。

民間企業と連携した物資の調達として、通信網の障害に備えて協定締結企業等の複数の要請先又は要請手順を優先順位とともに把握、全国的なネットワークを有する企業との支援協定の締結を一層進める等を考えている。次に物資確保の円滑化のための要請ルールをつくることだが、まず重複要請を回避するためのルールを作る。要請先が全国的な物流ネットワークを持つ企業であれば、被災団体に要請窓口を集約する。また、指揮命令系統をしぼる必要があることから、要請を行った被災市町村から被災府県に状況を報告するとともに、相手先企業からの要請に基づき、要請窓口を府県に統一することが考えられる。さらに、調達先に物流機能があるのかどうかに配慮した調達要請も必要である。自社配送機能があるところなら輸配送も要請し、ないところは輸送手段をこちらで確保する。加えて、日配品はコンビニ（コンビニは温度管理の出来る車両をもっている）、大量の品目はメーカーというような品目や販売形態に合わせた要請先を選定することも重要。

もう一つの柱の緊急物資の輸配送については、現在関西圏の広域物資拠点は７０カ所である。その面積は、南海トラフ巨大地震の被害想定から算出した必要スペースと比べると、総量では不足する状況である。これを確保して行かなくてはいけない。また、大規模展示場など中核施設を確保して行かなくてはいけない。そこで民間物資拠点の活用も必要であるが、被害想定、物流施設の機能を考え、中核的な施設を選定しておく必要があること、災害時に保管中の貨物を他へ移送し、最大限のスペースを確保する方策も考える必要があること、その輸送手段と人手をどう確保するかという問題がある。

民間事業者のノウハウを活用する組織体制の整備については、災害対策本部に専門家の派遣を検討する必要があり、それぞれの拠点で必要な人材の育成も必要である。

物資拠点での滞留防止と避難所までの円滑輸送についてでは、東日本大震災では、宅配

事業者の協力が避難所などへの輸送に効果的だったので、市町村と宅配事業者等との協定締結を促進することを検討する。

また、プッシュ型の支援の合理化とプル型支援への早期移行が必要である。そのためには、想定避難者数に基づく供給物資の内容・量の算定や、避難者ニーズに基づいて物資の調達、輸配送を行う情報システムの整備も必要である。

善意の混載物資については、送り手側のルールをつくることが重要で、例えば、専用の受け入れ拠点を設定し、ボランティアを活用した仕分け、混載禁止、内容表示などのルールの徹底をする。

広域輸送システムの構築に向けた情報伝達方法の共通化として、関西共通の物資供給業務シートの導入と定着も検討していく。

広域的な物資拠点のネットワーク化としては、被災状況によると府県境を越えた拠点の機能代替が必要となってくる。そういうネットワークをあらかじめ決めておくことや、混載の物資を集積する拠点、バックアップ体制を整えておく必要があると考えている。

そのほか、緊急時の輸送ルートの確保、孤立集落への物資の供給、燃料の確保などの課題について検討した。

【座長】

関西広域連合の協議会と、この協議会は連携してやってきたと聞いている。その点で目指す方向性に齟齬はないと考えている。これらについて、意見はないか。なければ、わたしから、この協議会の検討結果は関西広域連合の防災の要綱かマニュアルに反映していくのか。

【関西広域連合】

関西広域連合では、来年度南海トラフ地震の応急対応マニュアルを作ろうとしている。物資に限らないが、物資は重要な論点なので、こういう勉強会を行った。これを踏まえつつ実際のマニュアルを作りたい。

（５）その他

①本年国土交通省関東運輸局が実施した、「多様な支援物流システム構築協議会」の紹介

②来年度の災害物流協議会の予定について

③委員の交代手続きについて

以上について、参考資料に基づき事務局より報告